

北海道政策評価条例の施行状況等の検討結果(案)

令和7年(2025年)10月

北海道

I	はじめに	P 1
	1 検討の概要	P 1
	2 検討の進め方	P 1
II	条例の施行状況等	P 2
	1 基本理念	P 2
	2 評価方法	P 2
	3 外部意見の活用	P 5
	4 その他・附則	P 5
III	今後の対応方向	P 6

I はじめに

1 検討の概要

北海道政策評価条例（以下「条例」）は、政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある行財政資源を効果的に配分するとともに、道政の透明性を高め、道民への説明責任を果たすため、道政運営の基本的制度として、平成14年3月に制定した。

本条例は、附則において平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、今般、前回の検討から5年が経過したため、令和3年度以降の施行状況等について検討を行った。

2 検討の進め方

(1) 「II 条例の施行状況等」の検討

政策評価制度に関する他都府県の動向、道の条例の運用状況、施行状況等に関する政策評価委員会の意見等を整理

施行状況等

- 道の条例の運用状況
 - ・ 前回(令和3年2月)の施行状況の検討結果とその対応
 - ・ 令和3年度以降の道の政策評価制度の運用状況
- 施行状況等に関する政策評価委員会及び道民の意見
 - ・ 施行状況等に関する政策評価委員会及び道民の意見を聴取
- 他都府県における政策評価制度の運用状況
 - ・ 他都府県での評価の実施状況（実施対象、手法、住民意見の反映、政策評価の課題）を調査（32都府県から回答）
- 政策評価に関わる職員との意見交換・ヒアリング
 - ・ 成果指標の設定や評価業務など運用に関する改善意見を整理

(2) 「III 今後の対応方向」の検討

政策評価制度に関する他都府県の動向、道の条例の運用状況、政策評価委員会での意見等を踏まえ、課題及び今後の対応方向を取りまとめ。

課題

- ・ 政策評価委員会等の意見を踏まえ、課題を整理

課題への対応方向

- ・ 施行状況等の検討を踏まえた今後の取組方針

II 条例の施行状況等

1 基本理念

条例	主な内容
第1条 ～ 第4条	<ul style="list-style-type: none">・政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への反映と、道政に関し道民に説明する責任を遂行・実施機関、政策、施策、事務事業、政策評価、基本評価、公共事業評価、特定課題評価・政策の特性に応じた合理的な手法による政策評価の客観的かつ厳格な実施・政策評価の実施に関する基本的な方針として、対象、視点、時点、方法、北海道政策評価委員会の運営、政策への反映、情報の公表、充実のために必要な措置等を定める

2 評価方法

条例	主な内容
第5条 ～ 第10条	<ul style="list-style-type: none">・基本方針に基づき実施方針を定め、公表・実施機関は自ら一次政策評価を実施。評価調書を作成し、公表・道政の統一性確保または総合的な推進を図るため、必要があると認めるものについて二次政策評価を実施し、公表・評価にあたっては評価の対象、視点等を定め、実施機関に通知し、公表・評価調書を作成し必要な意見を付して関係する実施機関に通知、評価調書及び意見の内容を公表

【施行状況等】

道の条例の運用状況

【基本評価】

- ・現状の成果指標、活動指標を精査し、総合計画の見直しに合わせて、適切に指標を設定。
- ・現状の指標で不足する場合には、新たな成果指標や時限的に施策目標達成の寄与度の高い活動指標を設定。
- ・施策の一次政策評価について、指標の達成状況と取組の分析による各評価区分の組み合わせで判定する方式から、指標分析と連携状況等の取組分析を数値化した合計点数による総合判定方式に変更。
- ・各成果指標が取組の進捗を的確に測れるものとなるよう、新たに「成果指標等の設定に関する基準」を策定。
- ・成果指標以外で道民の認識や道政課題等に関連する客観的なデータや根拠などの「その他統計数値等」も判定時の点数に加減する方式に変更。

【公共事業評価】

- ・これまでの評価実績等を踏まえ、公共事業再評価における対象要件の一部を変更・廃止するなどの見直しを実施。
- ・他都府県の事例を参考に、道における事後評価の手法等を整理。再評価又は事前評価を行った事業完了後5年が経過した地区のうち、公共事業評価専門委員会で選定した地区を対象として、試行的に公共事業事後評価を実施（R4～R6）。
- ・事業期間が長期化している事業は、再評価の際に事業の進捗状況や経済効果の把握のほか、工期の妥当性の検証をより一層精査するなどコストの縮減を促進。

II 条例の施行状況等

【特定課題評価】

- ・全庁的な観点から政策課題を選定できる仕組みを整理。
- ・総合計画における21の「政策の柱」を対象に、効果的な総合計画の推進に向けた評価を実施（R4～R5〔R3は基本評価として実施〕）。
- ・総合計画の政策体系に沿って推進する施策における「人材の育成・確保対策」の取組を対象に、評価を実施（R6）。

施行状況等に関する政策評価委員会意見

【基本評価】

- ・これまでもしっかりと評価を実施しているが、今後、評価の質的な充実をさらに進めるためには、政策の状況をよりの確に把握できる指標の設定を模索することも必要ではないか。
- ・業務が増える中、他自治体では職員不足も問題になってきており、道においても中長期的にはデジタル化も視野に入れつつ、いかに効果を維持しながら簡素化・自動化していくのかに取り組んでいけたら良いのではないか。

【公共事業評価】

- ・よりの確な評価とするため、事後評価における効果の発現状況については、できるだけ様々な統計数値等を活用し、定量的な確認を行っていただきたい。

【特定課題評価】

- ・R3～R5で「政策の柱」を対象に評価を行ったが、今後も総合計画の政策を横断的に見ていく機会があると良いのではないか。

他都府県における政策評価制度の運用状況

【基本評価】

- ・回答のあった都府県のうち、施策評価は8割以上で実施し、事務事業評価は6割以上で実施。
- ・評価は予算編成過程や事務事業の見直しなどに活用される一方、事務負担の軽減・事務効率化や成果指標の設定などが課題として挙げられている。

II 条例の施行状況等

【公共事業評価】

- ・回答があった都府県のうち、公共事業評価は約7割で実施されており、そのうち、再評価、事前評価はいずれも9割以上で実施。

【特定課題評価】

- ・道の特定課題評価と同様にその時々の方策課題を評価する仕組みは、研究分野に特化して行っている一部県以外ではあまりみられない。

政策評価に関わる職員との意見交換・ヒアリング

- ・「業務が増えていく中で、評価調書を含め、さらなる業務の簡素化、効率化の視点での改善を検討してほしい。」、「設定基準の中で使用可能な指標では、現状・課題や成果の測定が難しいものがある。」、「政策評価は、指標の設定が施策の進捗管理に適切かどうかを検討する良い機会となっている。」などの意見が出された。

II 条例の施行状況等

3 外部意見の活用

条例	主な内容
第11条 ～ 第19条	<ul style="list-style-type: none">・ 道民は政策評価に関する事項について意見を述べるができる。実施機関はその機会を確保・ 道民意見を政策評価に適切に反映し、反映状況を公表・ 政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実を図るため、知事の附属機関として北海道政策評価委員会を設置・ 政策評価の実施及び制度に関する事項について調査審議する・ 制度の在り方について知事に意見を述べるができる

【施行状況等】

道の条例の運用状況

- ・ 政策評価の制度や結果などには、HPや行政情報センター、総合振興局・振興局等を通じて公表しており、随時、政策評価に関する意見を募集するとともに、毎年度、政策評価の公表に合わせて制度等に関するアンケート調査を実施。いただいた意見は、内容を確認の上、必要な対応を行っている。
- ・ 評価委員会において、政策評価の実施及び制度に関する事項について審議。道では、委員の知見を活用して、評価結果の客観性確保や評価手法の改善に努めている。

道民意見

- ・ 政策評価の実施についてよく理解できていない。分かりやすくする工夫をする必要がある。
- ・ 政策評価自体に触れる機会があまりなく、積極的な周知が必要。

他都府県における政策評価の運用状況

- ・ 回答があった都府県のうち、9割以上で政策評価の結果を住民に公表し、また、6割以上で住民意見を反映する仕組みを導入している。
- ・ 政策評価の目的・活用として7割以上で住民への説明責任を挙げている。
- ・ 道と同様の評価体制（部局が評価する一次政策評価＋全庁的な観点による二次政策評価＋有識者の意見）を3割で実施。

4 その他・附則

条例	主な内容
第20条 ～ 第21条 附則	<ul style="list-style-type: none">・ 毎年度、政策評価の結果に関する報告を議会に提出し、公表・ 条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める・ 平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行状況等について検討を加え、必要な措置を講ずる

Ⅲ 今後の対応方向

基本評価

〔課題〕

■ 成果指標等の設定基準を継続して見直し・改善

- ・ 設定基準の中で使用可能な指標では、現状・課題や成果の測定が難しい場合がある
- ・ 状況をよりの確に把握できる指標とすることが必要

課題への対応方向

- より適切な指標となるよう設定基準の見直しなどを継続検討（基本方針等で対応）

〔課題〕

■ 簡素化・効率化

- ・ 評価作業について簡素化、効率化の視点で改善が必要
- ・ 将来的にはデジタル化も視野に入れつつ、簡素化・自動化に取り組んでいくことが必要

課題への対応方向

- 道庁全体のデジタル活用の取組を踏まえ、より効果的・効率的といった観点から評価手法を検討

公共事業評価

〔課題〕

■ 事後評価における事業効果のよりの確な把握

- ・ 事業効果の定量的な指標設定

課題への対応方向

- 事後評価の本格実施に向け、よりの確に事業効果が把握できる定量的な手法を検討（基本方針等で対応）

Ⅲ 今後の対応方向

特定課題評価

〔課題〕

■ 特定課題評価のテーマ及び手法

- ・ 道政上の重要課題のほか、総合計画の着実な推進に向けては、政策をより横断的に点検・検証する視点も重要

課題への対応方向

- 政策を横断的に点検する際の考え方や手法を検討（基本方針等に対応）

公表資料

〔課題〕

■ 評価のよりわかりやすい公表

- ・ 政策評価やその結果をより理解しやすく情報発信することが必要

課題への対応方向

- 表やグラフなどにより、わかりやすくなるよう検討